

平成26年度鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成27年2月25日（水） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成26年度環境保全審議会」を開催させていただきます。
当審議会の開会にあたり、環境課長の東川よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成26年度鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

各関係団体、関係行政機関の職員の皆様におかれましては、本市環境行政にご支援いただき、重ねてお礼申し上げます。

地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル IPCC によりますと、気温・海水温の上昇、海水面の上昇、雪氷の減少など、気候変動に関する観測事実に基づいて、地球温暖化の影響が再確認されたというような報告も上がっております。また県内におきましては、年間の平均気温が100年前

と比べると津市で平均 1.57 度、尾鷲市については、100 年前と比べて 2.26 度も年間平均気温が上昇したと報告を受けており、鳥羽市においても環境行政、環境問題につきましては喫緊の課題となっております。

本日の審議会では、報告事項 4 点、それから審議事項 2 点を検討をしていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 鳥羽市環境保全審議会規則と委員名簿について〔事務局〕

本日の出席委員は、15 名中 10 名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第 5 条第 1 項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

次に「会長、副会長の選出」でございますが、鳥羽市環境保全審議会会則第 4 条第 2 項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかがお取り計らいさせていただきますでしょうか。

〔委員〕

事務局一任の声あり

〔事務局〕

それでは事務局より提案いたします。会長に古田委員、副会長に中村委員にお願いしたいと思います。それでは皆様の拍手で確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔委員〕

拍手

〔事務局〕

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

(1) 平成 25 年度鳥羽市環境保全審議会報告（資料 1）

〔会長〕

それでは、事項書に従いまして議事を進めたいと思います。

3. 報告事項のうち「(1) 平成 25 年度鳥羽市環境保全審議会報告、(2) 平成 26 年度公害の種類別苦情件数」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

昨年、平成25年度鳥羽市環境保全審議会で報告と協議した内容をまとめ、会議録とさせていただきます。

内容的には、報告事項として、①連絡等で寄せられた典型7公害②鳥羽市地球温暖化防止実行計画（温室効果ガス排出量の報告、内部環境監査の報告）について報告し、これらについていただいたご意見、ご提案をまとめさせていただきます。

（2）平成26年度公害の種類別苦情件数（資料2）

〔事務局〕

平成26年4月から平成27年1月の期間において、通報等があった事案を記載しております。典型7公害のうち大気汚染1件、水質汚濁2件、土壌汚染2件、騒音1件その他、後を絶たない不法投棄8件、海岸漂着物や犬猫関係7件でした。

主な案件として、大気汚染に関しては、野焼きについての苦情がありました。

水質汚濁に関しては、側溝に汚物が流れていることや、ホテルから排出される放流水についての苦情がありました。

土壌汚染に関しては、電柱から油漏れが起こっているという事例、他には宿泊施設からの重油の流出（ボイラー用の重油の給油のために来た業者が操作を誤って流出させた）といったものがありました。

その他として、典型7公害以外にも、不法投棄や海岸漂着物、犬猫関係といった苦情も多く寄せられました。

不法投棄等は、故意で行い、悪質なものばかりであることから、撲滅に向け、引き続き、環境パトロールの強化や定期的な啓発活動を実施していく必要があります。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：野焼きについては毎年問題になっていると思われませんが、未だに発生するのでしょうか。

事務局：当市の場合、農業をしている方が畑で燃やしていることが主な原因であると考えられるので、自治会に対して回覧の配布や広報とばに掲載するなどの啓発をしています。

委員：広報とばに掲載する頻度はどれくらいですか。

事務局：年に一回くらいです。

委員：それでは少ないと思います。定期的に載せたほうが良いと思います。

委員：私の家の近所の方は、家のごみを畑に持ってきて、畑のごみと一緒に

に燃やしており、煙などが自宅へ流れてきて非常に迷惑しています。
事務局：畦焼きや畑から出た草を焼くことなど、慣例的に認められていることについては、ご近所の迷惑にならないように燃やしてくださいと指導しますが、家庭から出たごみやプラスチックなどを燃やすことは違法ですので、もし見かけられましたら環境課までご連絡をお願いいたします。

(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について（資料3、4）

〔会長〕

次に、3. 報告事項の「(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画、①平成25年度温室効果ガス排出量、②内部環境監査」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

① 平成25年度温室効果ガス排出量について（資料3）

平成25年度温室効果ガス排出量は7,569,304Kg、平成24年度より20,411Kg 増加しています。

増加した要因は、松尾町の清掃センターが平成25年度をもって供用停止となるのに伴った駆け込み需要、消防の出動回数の増加、兵庫県三田市との人事交流で出張に行く際の移動等の理由が考えられ、ガソリンと軽油の使用量が増加しました。その他の灯油、重油、電気使用量は前年に比べて減少しております。

今後もCO₂排出量の4割にあたる電気の使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み・未使用の部屋・トイレ・廊下・OA機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底していきたいと考えています。

② 内部環境監査の報告について（資料4）

鳥羽市地球温暖化防止実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組み検討などについて定期的に進行管理を実施していくことが重要であるため、平成27年1月28日～30日の3日間で内部環境監査を実施しました。

監査時には、各課の推進担当者に「エネルギー使用量集計表」「温室効果ガス排出量の比較と対策」「内部環境監査チェック表」を記入してもらい、「エネルギー使用量集計表」については、集計表を記入する際、前年度の同月と比較して、増加している場合はなぜ増加しているかなど点検した上で、その内容を朝礼で周知するよう指導しました。

また、毎月第2火曜日を「地球にやさしい日」として、市で取り組んでいます。庁舎周辺のごみ拾いを最低一人年一回参加し、エコ通勤については、普段自動車で通勤している人が、自転車・バスなどを利用し通勤すること、残業することによって電気代が発生するので、エコノー残業デーには残業しないこと、昼休みの消灯については、窓口業務をしている課もありますが、入口の照明のみを点け、奥の照明を消すこと、エネルギーの年間使用量が、前年度より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するよう指導しました。

「内部環境監査チェック表」については、エネルギー使用量が順調に削減できていましたが、近年は頭打ち傾向になっています。特にパソコンの待機電力を削減するため、各課において、出張等で席を外す時は電源 OFF かスリープモードにすることの他、スイッチ付のテーブルタップを購入し利用するよう指導し各課に周知をしました。

〔会長〕

委員の皆様、鳥羽市地球温暖化防止実行計画、内部環境監査について、何かご質問はございませんでしょうか。

委員：これは本庁だけですか。

事務局：教育委員会や水道課、保健福祉センターひだまりなどの施設も含まれます。

委員：健康福祉課のガソリン使用料が増えているのはなぜですか。

事務局：人事交流で兵庫県三田市への出張等に使ったため増えたと考えられます。

会長：クリーンデーの参加人数が減っているのはなぜですか。通達などはしていますか。

委員：鳥羽市の実行計画を作ったのが平成21年で、当初から庁内清掃は行っており、最初は熱心にやっていた人もいましたが、近年はマンネリ化して忘れられがちになっていると思われます。そのため、各課の課長に進んで参加してもらうことで、他の職員も参加しやすくなるのではないかと、内部環境監査の中で提案しました。通達については、庁内掲示板にてアナウンスしていますが、さらに参加人数が増えるよう努力をしていきたいと思えます。

委員：クリーンエネルギー自動車の導入予定はありますか。

事務局：現在、市長の公用車のみハイブリッド自動車です。本市としても温暖化計画の最重点目標としてクリーンエネルギー自動車の推進計画もあり要望もしていますが、財政的に厳しく実現していないという現状です。今後は、電気自動車用の充電スタンドを公共施設に設置

するよう取り組んでいきます。

委員：旅館などで充電スタンドを導入しているところもありますので、設置への補助金を出すなど鳥羽市一丸となって進めてください。

会長：クリーンエネルギー自動車が市長の車一台というのは寂しいですね。公用車を替える時期はいつ頃ですか。

事務局：環境課の車は既に替える時期です。補助金を使って電気自動車を購入する要望を上げましたが財政的に厳しく実現していません。

委員：LED化は進んでいますか。

事務局：3年前に経済産業省の省エネ診断を受けて、庁内のLED化の提案をしましたが、施設自体が古いこともあり、費用対効果や色々な面から厳しいという話になりました。

(4) 海岸漂着物対策について(資料5)

〔会長〕

次に、4. 報告事項の「(4) 海岸漂着物対策」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

平成26年度に行いました漂着ごみの回収・処理事業としては、坂手町や桃取町の海岸の漂着物回収処理業務、安久志海岸での1年間を通しての回収処理などがありました。啓発事業としては、8月に桃取町の浮島での自然観察会や海岸清掃と漂着ごみの発生抑制についての学習会といった取り組みなどがあり、2月には海岸漂着物発生抑制啓発DVDを作成し、東海3県の市町や各省庁(環境省や保安庁など)、22世紀奈佐の浜プロジェクトと交流のある東海3県の各環境団体120団体ほどに配布しました。DVD作成の件については新聞にも取り上げられ、市民の方にも鳥羽市の行っている啓発事業や漂着ごみの現状を広く知ってもらうことができました。

発生抑制対策や環境学習としては、まちなみ水族館や海の博物館の漂流・漂着物でアートを作るといった活動に対して鳥羽市として協力をしています。

次に平成26年のボランティア清掃の活動記録の報告です。奈佐の浜の清掃は計6回行い、810名の参加があり、約4トンのごみが回収できました。また、毎年海の日に実施している鳥羽清港会では、470名程度の参加があり、約5トンのごみが回収できました。県が主催しているクリーンアップ伊勢湾(伊勢湾を守ろうキャンペーン)の中で安楽島海岸の清掃があり、東海3県から250名の参加があり、約2,7トンのごみを回収しました。

いくら海岸を清掃しても奈佐の浜は一日で元に戻ってしまうという現状があり、なかなか問題の解決には繋がっていませんが、より現在の状況を情報発信

して、東海三県や鳥羽の市民に知ってもらうことで、一人でもごみを捨てるよりも拾う人が増えるような町になるようにしたいと考えています。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：自然ごみというのは山の管理ができていないから流れてくるのですか。

委員：枯れた木などが増えたことで、15年ほど前から流れてくるようになりました。

委員：大雨が降ると田んぼが浸かって葦などが流れ、山が崩れると大きな流木などが流れてきます。木が立ったまま流れてきたこともありました。

会長：海の関係者だけでなく山の関係者とも話をしないといけないと思います。あるいは内水面漁場管理委員会というのがありますのでそちらとも話をする必要もあるかもしれません。

委員：山の物が海に流れるというのは全国的にも重要性が認識されつつあり、国でもその関連の予算が増える傾向で、国立公園でも海と山との関連に着目した予算をとろうという動きがありました。

会長：鳥羽市は山の関係者と行政的に連携しているところがありますか。

事務局：伊勢湾沿岸ではありませんが、木曾川流域で岐阜県の町と災害の関係で連携協定を結んでいるところがあります。また、2月に作った海岸漂着物発生抑制啓発DVDを関連団体に送っています。

会長：奈佐の浜を清掃しても次の日には元に戻っているというのは本当ですか。

委員：昨年も業者に綺麗に拾ってもらった後に台風が来て、北西風が吹いたときは元通りになっていました。平成25年度にも拾ってもらいましたが、4日後に元に戻っていたということがあります。

会長：観光地である鳥羽市で、海岸線にごみがたくさんあるというのは観光客にも悪い印象を与えることになります。

事務局：漂着物の中には出所が分かるものもたくさんあるので、漂着ごみに影響を与えていると思われる所となんらかの形で連携をとれるようにしていきたいと思います。

委員：一番遠いところで、岐阜県の山奥にある川に設置されていた『飛び込み禁止』と書かれた看板は150kmの距離をかけて流れ着きました。他にも木曾川から3m50cmほどの大きさの灯台が流れ着いたこともありました。

5. 審議事項

(1) 地球温暖化について(資料6)

〔会長〕

次に、5. 審議事項の「(1) 地球温暖化」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

初めに、温室効果ガスの排出量について説明をさせていただきます。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を策定した中で、平成20年度を基準年度に設定しました。平成20年度の温室効果ガス排出量は253.2千トンCO₂で、平成21年度は254.3千トンCO₂、平成22年度は251.6千トンCO₂、平成23年度は262.2千トンCO₂となっており、特に平成23年度は基準年度である平成20年度と比べると大幅に増えています。しかしこれは数値の算出方法が、温暖化策定マニュアルで国、県、当市の排出量の数値をあてはめて算出するというものなので、当市の数値は減っても、国や県の数値が上がると、それに比例した数値が算出されます。

今後の市の取り組みとして、今までみどりのカーテンプロジェクトとしてゴーヤの苗を公共施設のみに配っていましたが、平成27年度からは市民の方も対象としてプロジェクトを推進していきたいと考えています。

次に平成26年度の鳥羽市地球温暖化防止実行計画において、公共施設にみどりのカーテンプロジェクトの結果報告をします。期間は平成26年の4月から5月にかけてリサイクルパークで「ゴーヤの苗」を栽培し、5月下旬に各幼稚園や保育所、小中学校や公共施設に配布しました。参加施設として報告をいただいたのは、かもめ幼稚園、答志保育所、桃取保育所、鏡浦中学校、加茂中学校、市民文化会館(環境課)の6施設、肥料に関してはリサイクルパークで作っている生ごみ堆肥を使用しました。

続いて、平成27年度の「みどりのカーテンプロジェクト(案)」について説明します。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を策定したことにより、地球温暖化防止活動の一環として、ご家庭での「みどりのカーテン」設置を推進するため、市民のみなさんにゴーヤの苗を配布します。また引き続き、小中学校、幼稚園、保育所、公共施設などへも配布します。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：温室効果ガスの排出量の件で、鳥羽市は人口が減っているのに排出量が増えているのは納得いきません。国や県が増加しているからという説明だったと思いますが、計算方法を教えてください。

事務局：県内における家庭の二酸化炭素排出量から三重県の世帯数で割り、鳥

羽市の世帯数を掛けて、二酸化炭素に換算するというものです。本来はコンサルなどに委託すると正確な数値が分かるのですが、今回は環境省の簡易キットを使って数字を割り出しました。数字を出して終わりではなく、各事業者や個人に対して具体的にどうすればいいかということで、少しでも取り組んでもらうために今回、市民にゴーヤの苗の無料配布することになりました。

会 長：ずいぶん前になるとと思いますが、各家庭でこうすれば省エネになるというようなものが広報とばに掲載されていたと思いますが。

委 員：この計画を平成26年10月に施行した際に、計画の概要版を各家庭に配布しました。その前にも広報とばに省エネの記事を掲載させていただきました。

会 長：配布した後、どのような結果がでたかが重要ではないですか。

事務局：今回のゴーヤの苗配布の際に、一緒に環境家計簿を配布する予定です。これを小まめにつけてもらって家庭で経費やCO2がどれだけ削減できたか分かる簡単な表になるので、提出してもらうことで結果がわかると思います。

会 長：環境家計簿をつければ市民の方のモチベーションも上がると思います。

委 員：提出してもらった環境家計簿や写真はどのように利用しますか。

事務局：広報やHPに掲載する予定です。情報のフィードバックはしたいと考えています。

委 員：例えば、ゴーヤを立派に育てた人や環境家計簿をつけることで経費を多く削減できた人に対して、表彰するとか冬の花の種を贈るなど景品などがあればやる気も出てよいと思います。

会 長：幼稚園にも配布するとのことでしたが、グリーンカーテンをしたことで電気使用料がどれだけ減ったかなど分かるようになればよいと思います。

事務局：幼稚園・保育所などの小さいお子さんにとって植物を育てるとするのは貴重な経験になると思うので重点的にやりたいと思います。

委 員：ゴーヤの苗を配布する際に、生ごみ堆肥も渡していますか。

事務局：公共施設への配布の際はリサイクルパークで作った生ごみ堆肥を渡しています。市民の方への配布の際も、生ごみ堆肥のアピールにもなるので、できればセットで渡したいと思います。

委 員：ゴーヤではなくメロンでも同じようなグリーンカーテンが作れると聞きました。知り合いの子供はゴーヤが苦手なので、代わりにメロンでグリーンカーテンを作ろうとしたら、とても熱心に水やりをするようになりました。ゴーヤを嫌いな子供は多いので、子供のいる家庭には

メロンの苗を配布することも考えてみてはどうでしょうか。
事務局：検討します。

(2) バイオマス事業について(資料7)

〔会長〕

次に、5. 審議事項の「(2) バイオマス事業」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

現在鳥羽市バイオマス発電等導入検討調査業務を事業者に委託しており、委託期間平成27年3月末までということで予定しております。鳥羽市は年間200万人を超える宿泊客を迎える観光地です。その関係上、県内の他の市や町では事業系ごみが全体のごみ量に占める割合が平均3割程度であるのに対して、鳥羽市は6割が事業系ごみとなっており、家庭ごみの方が少ないという状況です。家庭でごみの減量をいくらががんばったところで、事業系ごみを減らしていない限り、全体のごみ量としては中々減っていかないということです。また、農水商工課が薪ストーブの事業をやっており、間伐材を切り出して、薪にして無料で配布をするということをやっていますが、薪ストーブ用として利用する以外にもバイオマスとして、熱利用などで使えないかということを検討したいと思います。それから先ほど海岸漂着ゴミが非常に多いという説明がありましたが、その中でも流木や葦などについては、技術的な問題をクリアすれば、これらを利用することでバイオマスとして活用できる可能性はあるのではないかと考えています。

生ごみ、間伐材、海岸漂着流木、これら3点を対象としたバイオマス利活用の資源量の調査、初期投入費用の調査、それからバイオマス化するための技術的な動向の調査等を進めていきたいと考えています。業務内容としては、

①利用可能量調査及び対象とするバイオマスの選定

これは先ほど説明させていただいたものです。

②関係者へのヒアリング調査の実施

間伐材の関係では農水商工課と密接な関係があり、また宿泊施設の関係であれば観光課との連携を図っていくことと、実際に技術を持っている事業者への引き取りに関しても実施していきたいと思います。

③導入可能性簡易FS調査の実施

生ごみ、間伐材、海岸漂着流木の3項目の排出から利用までのフローについての検討してもらうということと各事業毎に初期費用や維持管理費用がどれだけかかるのか、二酸化炭素の削減効果がどの程度あるのか、事業として採算性を持たせて持続可能なものとするためにこういった課題があるのか、というよ

うなことを調査していきたいと思っています。

④導入に関する計画策定業務

③で調査した結果をもとに計画を策定します。

平成27年3月末に業務が完了次第、その結果を踏まえ、今後当市がバイオマスにどのように取り組んでいくかの方向性を決め、平成27年度以降どのようにしていくか決めていきたいと考えています。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：バイオマス発電とありましたがこれは売電するのでしょうか。

事務局：生ごみを利用したものについては売電になります。ただし間伐材などを利用した木質バイオマスについては、鳥羽市では単独の発電所を作るだけの資源量がないことは分かっているので、発電して売電するのではなく、熱利用の方向で事業として成り立たせたいと考えています。

委員：流木の利用については塩を含んでいても利用できますか。

事務局：専門家によって話が違っていて、使えないという人もいれば、塩を含んでいるのは表面だけなので乾燥させれば使えるという人もいます。その件も含めて今回の調査で明らかにしたいと思います。

委員：以前業者に流木をチップにしてほしいと頼んだら、石を含んでいるという理由で断られました。塩だけじゃなく石を含んでいるのも問題ではないでしょうか。

事務局：流木は多額の費用を負担して処理しているのが現状なので、なんとか処理費用だけでも賄えないか考えたいと思います。

会長：鳥羽市は人口が減っているのに、バイオマス発電ができるほど生ごみは出ますか。

事務局：事業所から出る量が多いので、家庭から出る生ごみを含めなくても十分な量があります。家庭から出る生ごみについてもできたらいいと思いますが、リサイクルパークで堆肥化事業を行っているのでそちらも推進していきたいと思います。

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

〔事務局〕

本日の貴重なご意見等につきましては、今後の環境行政に反映させていただ

きたいと思います。ありがとうございました。